

令和2年度 第1回 四国中央市農業委員会
総会議事録

四国中央市農業委員会

令和2年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 令和2年4月8日（水） 午後1時30分～
場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室
招集者 四国中央市農業委員会会長 高 橋 博

議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の指名
日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願に対する意見について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について
日程第8 議案第6号 非農地証明願について
日程第9 諮問第1号 法定外公共財産（道・水路）の用途廃止について
日程第10 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

出席委員（18名）

- | | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 1 大西嘉一郎 | 2 尾藤元一 | 3 高橋忠明 | 5 押条和司朗 |
| 6 中泉敏則 | 7 鈴木修三 | 8 篠原京子 | 9 星川俊夫 |
| 10 高橋博 | 11 坂上宏 | 12 眞鍋晴豊 | 13 鈴木博美 |
| 14 高橋藤信 | 15 鈴木和治 | 16 鈴木秀幸 | 17 寺尾悟志 |
| 18 則友祝幸 | 19 石川武将 | | |

出席農地利用最適化推進委員（24名）

- | | | | |
|--------|--------|--------|--------|
| 1 脇純樹 | 2 石川茂 | 3 薦田悦男 | 4 森川雅之 |
| 5 石川俊治 | 6 佐藤保之 | 8 鎌倉静夫 | 9 尾崎之隆 |

10 喜井仁志	11 村上紘一	12 三宅恒久	13 高橋健志
14 受川清男	15 河村一碩	16 合田篤夫	17 鈴木一郎
18 眞鍋聖二	19 川上雅司	20 渡辺昇	21 越智寧
22 村上佳清	23 近藤良啓	24 高橋祥志	25 鈴木敏也

欠席委員 (1名)

4番 横尾 昇

欠席農地利用最適化推進委員 (1名)

7番 宇高 勉

出席した職員

事務局長 篠原敬三	次長 石川考太	係長 大西かおり
係長 合田圭	係長 三村真都華	主査 金子愛弓

第1回 四国中央市農業委員会総会 議事録

開会 令和2年4月8日(13:30~)
JAうま経済センター2階 会議室

局長 みなさん、ご起立願います。

「礼」ご着席ください。

それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶)

議長 只今の出席委員数は、18名であります。

したがいまして、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

よって、「第1回四国中央市農業委員会総会」を開会いたします。

議長 これより、会議を開きます。

議長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、

4番 横尾 昇 (よこお のぼる) 委員

から欠席届がありましたので、ご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員の

7番 宇高 勉 (うだか つとむ) 委員

より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、

3番 高橋忠明 (たかはし ただあき) 委員

5番 押条和司朗 (おすじょう かずしろう) 委員

を指名いたします。

議長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。

報告を求めます。合田 圭（けい）君

合田 それでは、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告します。

農地法では、農地の賃貸借権の解除、解約については県知事の許可を得ることとなっておりますが、土地を引き渡す6か月前までに成立した合意解約については、県知事の許可を得ることなく、農業委員会へ通知することにより解約が成立することとなっております。今回、議案書記載のとおり通知がありましたので報告します。

受付番号1、土居町藤原6番耕地の田1筆については、令和2年2月21日の解約。

受付番号2から4までは、同一借人から、土居町畑野の田5筆については、令和2年2月26日解約。

受付番号5、土居町中村の畑1筆については、令和2年3月13日解約。

受付番号6、土居町土居の田1筆については、令和2年3月15日解約。

以上、6件の解約通知がありましたので報告します。

議長 以上で報告は終わりました。

議長 日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。合田 圭（けい）君。

合田 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請案件すべて、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。

受付番号9、寒川町の田1筆については、農地法3条による賃貸借権の設定

です。近隣で耕作便利のため設定するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

受付番号10、土居町入野の畑1筆、については、地役権の設定です。

設定権者は、近隣で太陽光発電事業を行っており、送電線敷設のため、申請地に地役権を設定するものです。

受付番号11、土居町入野の畑2筆についても、受付番号10番と同一事業者が送電線敷設のため、申請地に地役権を設定するものです。

10番、11番とも申請地は隣接しています。

受付番号12、13については譲受人が同一人のため一括で説明します。

受人は事業所を営んでいますが、息子に事業承継したのを機に、以前より興味を持っていた農業を営むこととし、病気で耕作できなくなった弟の所有する13番の土居町津根の土地、田3筆と息子の家に隣接する12番の土地、畑1筆を有償移転し、また、兄の所有する4筆の土地に利用権を設定し、新規就農するものです。

新規就農については3月23日に地元推進委員と事務局により就農に関しヒアリングを実施しております。また、今回の案件については、後程ご説明いたします利用権設定の承認、告示後でなければ農地法第3条第2項の下限面積要件を満たさないため、許可についてはその後を予定しています。

受付番号14、土居町津根の田1筆については、農地法3条による有償移転です。請人は経営規模拡大のため有償移転するもので、許可後は水稻の作付けを予定しています。

議案書に関する説明は以上となりますが、議決の必要な議案については、農業委員、推進委員の皆様による審議後、農業委員の皆様による議決をお願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 受付番号9番、について質疑ありませんか。

委員 特に異議ありません。

議長 続まして10番

委員 特に異議ありません。

議長 11番

委員 特に異議ありません。

議長 12番

委員 特に異議ありません。

議長 13番

委員 特に異議ありません。

議長 14番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (委員各自挙手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4、議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた) 君

石川 それでは議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画

変更申請について」ご説明いたします。

申請件数は、2件で、すべての案件について許可要件である、「立地基準」「一般基準」とともに満たしております。

受付番号2 寒川町の案件について、当初計画は、紙のコーティング工場建設として、平成31年3月20日に許可を受けましたが、点在している借倉庫及び借作業場を集約した工場を建設するため、議案第3号 受付番号42の案件と関連していますが、隣接地10筆を含めて工場・倉庫・作業場を一体的に建設するため事業計画を変更するものです。

受付番号3 土居町土居の案件について、当初計画者は自己所有農地への進入路を建設するため、平成13年8月20日に許可を受け、事業を進めていく予定でありましたが、不慮の事故により従前のように耕作することができなくなり進入路建設を断念しました。議案第3号 受付番号45の案件と関連していますが、継承者は借家住いのため、将来のことを考え両親の自宅の隣地である申請地を譲り受けて自己住宅を建築するための宅地進入路を建設するために事業計画を変更するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 受付番号2番

委員 特に異議ありません。

議長 受付番号3番

委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし。」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委 員 (委員各自挙手)

議 長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石 川 それでは議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

申請件数は18件で、すべての案件について、許可要件である「立地基準」「一般基準」ともに満たしております。

受付番号30 金生町下分の案件について、現在、受人は賃貸物件に家族5人で居住していますが、老朽化も進み、また、子供の成長に伴い手狭であるため、実家にも近く、生活環境も整っている祖母所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

受付番号31 金生町下分の案件について、受人は昨年結婚し、新居を建築するため、祖父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

受付番号32 妻鳥町の案件について、受人は賃貸共同住宅を建築するにあたり土地を探していたところ、双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。

受付番号33 妻鳥町の案件について、受人は市内において自動車販売業を営んでいますが、現店舗は手狭で老朽化も激しいことから、交通の利便性もよく周辺的环境も整った申請地を借り受けての店舗・修理工場建設です。

受付番号34 妻鳥町の案件について、受人は自身が役員を務める会社に賃貸するための資材置場を確保するため、申請地を譲り受けての貸資材置場建

設です。

受付番号35 金田町半田の案件について、受人は注文住宅建築工事業及び土木業を営んでいますが、受注の増加により、資材置場と倉庫等の確保が急務となり、受人の妻が所有する申請地を借り受けての資材置場建設です。なお、既に造成されておりますが、始末書が提出されています。

受付番号36 下柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、現在同地域内で住宅の建設を希望するお客が多いにもかかわらず、物件を準備することができていないため、生活施設から近く、住環境の整った申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

受付番号37 中曽根町の案件について、受人は申請地の近隣で電設業を営んでいるが、事業拡大に伴い作業用車両を購入するにあたり、現倉庫がある土地では、全面道路は狭く車両が通行することができないため、申請地を譲り受けての駐車場・通路の建設です。

なお、既に造成されておりますが、始末書が提出されています。

受付番号38 中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、製紙及び紙加工関連の工業地帯である当地は、周辺市町村からの遠距離通勤者も多く、持家指向が極めて強い顧客のニーズに合致した良質・低廉な住宅地需要に応えるべく申請地を譲り受けての分譲宅地造成です。

受付番号39 中曽根町の案件について、現在、受人は賃貸物件にて居住していますが、自己住宅を建築するため、生活環境も整っている祖父所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

受付番号40 具定町の案件について、現在、受人は賃貸物件にて居住していますが、一昨年少子が増え手狭となったために、自己住宅を建築するにあたり、祖母所有の申請地を借り受けての一般個人住宅建築です。

受付番号41 寒川町の案件について、受人は隣接地でアパート経営をしていますが、申請地周辺の住宅需要が高まるなか、十分に供給できていない実

情を受け、申請地を譲り受けての賃貸共同住宅建築です。

受付番号42 寒川町の案件について、議案第2号 受付番号2の案件と関連していますが、受人は付箋の紙加工及び販売を主力とした紙加工場を営んでいます。今回、点在している借倉庫及び借作業場を集約した工場を建設するため、申請地を譲り受けての工場建設です。

受付番号43 豊岡町豊田の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

受付番号44 土居町上野の案件について、受人は太陽光売電業を営んでおり、日当たりが良く太陽光発電事業に適している申請地を譲り受けての太陽光発電施設建設です。

受付番号45 土居町土居の案件について、議案第2号 受付番号2の案件と関連していますが、現在、受人は賃貸物件に妻と子供2人で居住していますが、子供の成長に伴い手狭であるため、実家にも近く、また生活環境も整っている申請地を譲り受けての一般個人住宅建築です。

受付番号46 土居町津根の案件について、受人が所有する隣接農地への進入路が狭いため、申請地を譲り受けての進入路建設です。

受付番号47 土居町津根の案件について、受人は運送業を営んでいますが従業員駐車場が確保できず、倉庫入口前に駐車するなどして対応しており、倉庫の使用について支障をきたしており、今回申請地を譲り受けての露天駐車場建設です。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいりません。委員で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議長 受付番号30番

委員 特に異議ありません。

議長 31番
委員 特に異議ありません。
議長 32番
委員 特に異議ありません。
議長 33番
委員 特に異議ありません。
議長 34番
委員 特に異議ありません。
議長 35番
委員 特に異議ありません。
議長 36番
委員 特に異議ありません。
議長 37番
委員 特に異議ありません。
議長 38番
委員 特に異議ありません。
議長 39番
委員 特に異議ありません。
議長 40番
委員 特に異議ありません。
議長 41番
委員 特に異議ありません。
議長 42番
委員 特に異議ありません。
議長 43番
委員 特に異議ありません。

議長 44番
委員 特に異議ありません。

議長 45番
委員 特に異議ありません。

議長 46番
委員 特に異議ありません。

議長 47番
委員 特に異議ありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 「特になし。」との声。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見」について、原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (委員各自挙手)

議長 挙手全員であります。

議長 よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取り消し願いに対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君

石川 それでは、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取消願について」ご説明いたします。

受付番号1 下柏町の案件について、申請者は賃貸共同住宅を建築するために許可を受けましたが、事業計画に変更が生じたため、許可を取り消したいとの願がありましたので許可を取り消すものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 受付番号1番
委員 特に異議ありません。
議長 ほかに、質疑はありませんか。
委員 「特になし。」との声。
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。
議長 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可後の許可取り消し願いに
対する意見について」原案のとおり賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (委員各自挙手)
議長 挙手全員であります。
よって、議案第2号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第7議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく、「農地利用集積計
画の承認について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。合田 圭(けい)君。
合田 それでは、議案第5号「農業経営 基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について」ご説明いたします。
受付番号56、寒川町の田3筆については、5年間の使用貸借です。
受付番号57、寒川町の田3筆については、5年間の使用貸借です。
この申請は、農地所有者が亡くなっているため、相続人の2分の1を超える
同意を得て申請しております。
受付番号58、寒川町の田2筆については、3年間の使用貸借です。
こちらも、農地所有者が亡くなっているため、相続人の2分の1を超える同
意を得て申請しております。
受付番号59、寒川町の田1筆については、3年間の使用貸借です。
受付番号60、寒川町の田1筆については、3年間の使用貸借です。

こちら、農地所有者が亡くなっているため、相続人の2分の1を超える同意を得て申請しております。

受付番号61、寒川町の田1筆については、3年間の使用貸借です。

受付番号62、土居町中村の田2筆については、3年間の貸貸借です。

受付番号63、土居町中村の畑1筆については、3年間の使用貸借です。

受付番号64、土居町津根畑4筆については、5年間の使用貸借です。

新規就農案件ですが、農地法3条受付番号12、13のところで説明しましたので省略いたします。

受付番号65から番号78までは再設定のため、説明は省略します。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

先ほど担当が説明したとおり、受付番号65番から78番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号56番、質疑はありますか。

委員 特に異議ありません。

議長 57番

委員 特に異議ありません。

議長 58番

委員 特に異議ありません。

議長 59番

委員 特に異議ありません。

議長 60番

委員 特に異議ありません。

議長 61番

委員 特に異議ありません。

議長 62番
委員 特に異議ありません。

議長 63番
委員 特に異議ありません。

議長 64番
委員 特に異議ありません。

議長 受付番号65番から78番までの再設定について質疑はありますか。
委員 (特になしとの声)
議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認」
について、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
委員 (委員各自挙手)
議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第8、議案第6号、「非農地証明願について」を議題といたします。
議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君。
石川 それでは、議案第6号 非農地証明願についてご説明します。受付番号2
富郷町津根山の畑1筆につきまして、昭和25年以前より山林として利用
していました。よって、農地法が施行された日(昭和27年10月21日)前
から非農地であった土地と認められるためです。なお、現地については地元
農業委員さんと同行し確認しております。
以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。
これより、質疑にはいりません。
委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 受付番号2番、質疑はありますか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (特になしとの声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、「非農地証明願について」、原案のとおり許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (委員各自挙手)

議長 挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第9、諮問第9号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」、を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君。

石川 それでは、諮問第1号「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」ご説明いたします。

申請は3件で、議案第3号の「農地法第5条の関連案件」です。

すべての案件において許可の判断基準となる、「隣接土地所有者」及び「水利組合、若しくは地元土地改良区の同意書」が添付されています。

受付番号4については議案第3号受付番号30に関連して、申請人より、公共の用に供されていないため、払い下げを受け、所有地の進入路として利用する予定です。

受付番号5については議案第3号受付番号33に関連して、申請人より、宅地として使用するため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

受付番号6については議案第3号受付番号42に関連して、申請人より、工場用地として使用するため、払い下げを受け、所有地の一体利用地として利用する予定です。

以上簡単ですが、説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

これより、質疑にはいります。

委員の方で、補足説明があれば、お願いします。

議長 受付番号4番、質疑はありますか。

委員 特にありません。

議長 5番

委員 特にありません。

議長 6番

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありますか。

委員 (特になしとの声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について」は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (委員各自挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、諮問第1号は、「廃止しても支障がない旨の意見」とすることに決しました。

議長 日程第10、諮問第2号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。石川 考太(こうた)君。

石川 諮問第2号 「農業振興地域整備計画の変更について」ご説明します。

受付番号1 個別除外の案件です。

申請者は市内に本社を置き、豊岡町大町に所有する加工場を拠点とし、紙加工及び販売業を全国展開しています。紙加工製品は、近年、競争の激化によ

り差別化された製品が求められており、高付加価値のある製品の開発・製造・販売が必要となっています。また、他社との差別化を図るため、数年前に既存加工場に隣接する土地を取得し、コーヒーフィルター等の実用新案権を取得するなど、高付加価値を付加した製品の専用加工場を増設し事業を展開したところ、受注の増加に伴い生産が追い付かない状態であり、現状の供給不足を解消し需要に応えるため、新たな生産ラインを整備する必要に迫られています。そこで、既存の加工場に隣接した駐車場を新たに加工場として建設し生産ラインを整備することで、他社よりも高付加価値の製品を提供し、顧客のニーズに応えようと計画しました。

それにより、従業員の駐車場不足や製品の受注増加による製品保管場所の確保等クリアしなければいけない課題があり、事業用地の拡張を図るための選定条件として、申請者の既存工場に隣接し、近隣の踏切は車両の通行に制限があるためJR沿線より以北、市道豊岡寒川線沿線で、一団の土地を形成し一体利用が可能な範囲の3,000㎡程度の土地を選定対象とし複数検討しましたが、適地がなく、農用地区域から除外するものです。

以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号1番、質疑はありませんか。

委員 特にありません。

議長 ほかに、質疑はありませんか。

委員 (特になしとの声)

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 諮問第1号、「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに、賛成の委員の挙手を求めます。

委員 (委員各自挙手)

- 議 長 挙手全員であります。
- よって、諮問第2号は、「変更しても支障がない旨の意見」とすることに決しました。
- 議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。
- 議 長 これより、その他の協議にはいります。
- 委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。
- 委 員 (特になしとの声)
- 議 長 ないようでしたら、局長より、その他事務報告をお願いします。
- 局 長 事務報告。
- 議 長 長時間にわたり、慎重なご審議、誠にありがとうございました。
- これをもちまして、「第1回四国中央市農業委員会総会」を閉会いたします。
- ご協力、ありがとうございました。
- 局 長 ご起立願います。
- 篠原局長 「礼」、お疲れ様でした。
- 閉会時間 (14:30)

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 高 橋 博

委 員 高 橋 忠 明

委 員 柳 条 和 司 朗
